

川口市監査告示第 35 号

地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 27 日

川口市監査委員 澤野 高雄

同 金井 洋

同 福田 洋子

同 古川 九一

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

川口市 (略)

川口市 (略)

2 請求書の提出日

令和6年10月22日

3 請求の要旨

本件措置請求の対象を川口市長として、新型コロナウイルスに関連した違法不当な財務会計行為の担当者に対する損害賠償請求権行使の不作为が生じていることに対する措置を以下のとおり求めている。

〈違法不当な財務会計行為〉

無権限での、接種実施のための接種会場の設営と運営費支払債務履行（5類移行後）

〈求める措置〉

接種実施のための接種会場の設営と運営費支払債務履行（5類移行後）に対する損害賠償請求権行使

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行ったところ、請求書に請求人の「住所、氏名（自署）」等が記載されていないことから補正を求め、請求人から令和6年11月6日付け「住民監査請求書（補正）」が提出されたため、同月18日に所定の形式上の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

5 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第199条の2の規定による除斥の対象とならない。

第2 個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査は、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認める場合に行うものである。

請求人は、公正適正な監査を期待できないこと等を理由に個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、本件請求は、財務会計上の行為のうち、公金の支出の違法性又は不当性についての判断を求めるものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

よって、本件請求は、法第252条の43第9項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない法第242条第1項の請求であったものとみなすこととした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を、新型コロナウイルスワクチン接種実施のための接種会場の設営と運営費（5類移行後）とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市保健部とした。

3 監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取するなど、慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、令和6年12月2日に新たな証拠を提出したものの、陳述は希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

監査対象部局から提出された関係文書等の資料を内容精査した結果、関係職員からの陳述聴取を実施する必要はないものと判断した。

6 監査の期間

令和6年10月22日から令和6年12月27日まで

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求は、請求の要件を審査した結果、法第242条に規定する要件を具備しないものと認め、監査を実施しないことと判断する。

以下、判断（要件を具備しないものと認める理由）について述べる。

1 判断

（1）財務会計上の行為について

法第242条第1項は住民監査請求について、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と定めている。

住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。

請求人は、本件請求において、「無権限での新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）実施のための接種会場の設営及び運営に係る費用」を違法又は不当な財務会計上の行為として主張している。

そこで、請求人が主張する財務会計上の行為が存在するかどうかについて検討する。

この点について、関係文書等により確認したところ、川口市は、速やか

なワクチン接種を希望する市民に対応するため、医療機関での接種以外に、市として集団接種会場を設けることとし、令和3年5月11日から同年6月13日までは、地域保健センター、生涯学習プラザ、新郷スポーツセンター、北スポーツセンター及び安行スポーツセンターの5か所に集団接種会場を開設、その後、同月15日からは5か所の接種会場を1か所に集約し、令和4年7月29日まで旧そごう川口店1階に接種会場を開設した。その後、同年8月2日から同年9月30日まで鳩ヶ谷庁舎のこども夜間救急診療所に、同年8月12日から同年10月30日まで第一本庁舎1階に、同年10月4日から令和5年3月31日まで、さらに同年5月9日から同月31日までイオンモール川口3階に、令和4年11月4日から令和5年3月31日まで、更に同年5月12日から同月31日までイオンモール川口前川2階に接種会場を開設したところであるが、監査対象事項に係る費用で、本件請求から1年以内の対象となるものは存在しないことが認められた。

(2)「行為の発生から1年を経過しての請求となった理由」の正当性について

法第242条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定し、住民監査請求に期限を設けている。

本件請求は、川口市がワクチン接種実施のための接種会場の設営及び運営に係る費用を支出する行為があった日から1年を経過したときになされており、請求人は、そのことを踏まえ行為のあった日から1年を経過していても住民監査請求をすることができる「正当な理由」があると主張している。

そこで、請求人の主張に、1年を経過しての請求となった「正当な理由」があるかどうかについて検討する。

この点について、最高裁判所は「普通地方公共団体の住民が相当な注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足る程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、地方自治法242条2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情

のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」と判示している（最高裁平成14年9月12日判決参照）。

これを本件についてみると、請求人は事実証明書として「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る令和4年度の歳出予算整理簿」を提出しているが、川口市の広報紙である「広報かわぐち」令和5年6月号の6ページにおいて「イオンモールで実施していた集団接種は、同年5月末日をもって終了しました」という旨の記述があり、また、同様の内容が川口市の公式ホームページにも掲載されていることから、この時点において、請求人は川口市がワクチン接種のために設置した集団接種会場は令和5年5月31日をもって終了していることを認識し得る状態となっており、遅くともこの時点で、請求人が公文書公開請求を行い、その回答を得ていれば、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知り、監査請求期限に間に合うように監査請求ができたものというべきである。

したがって、請求人の主張に「正当な理由」があるとは認められず、本件請求は、ワクチン接種実施のための接種会場の設営及び運営に係る費用を支出する行為のあった日から1年を経過して行われたものであるから、不適法な請求であるといわざるを得ない。

（3）まとめ

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。